

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示

### 目次

土地改良区の定款変更の認可  
土地改良区の設立認可に係る縦覧等について  
土地改良区の成立

米飯提供業者の登録

被爆者一般疾病医療機関の辞退

被爆者一般疾病医療機関の指定

二等陸士等の採用試験の日時及び場所

基準寝具設備の承認

牛の流行性感冒予防注射等の実施

道路の指定

六月定例県議会で議決された昭和三十八年度  
鳥取県歳入歳出追加更正予算等について  
争議行為を行なう旨の通知

## 告示

### 鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北条川土地改良区の定款変更を昭和三十八年七月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百八十三号

昭和三十八年六月五日付けで西伯郡淀江町大字淀江角愛吉ほか二十三人の者から申請のあった淀江白浜土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
 (一) 土地改良事業計画書の写  
 (二) 定款の写

二 縦覧に供する期間  
 昭和三十八年七月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 淀江町役場

四 異議の申出  
 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十四号

鳥取市中砂見五三五番地 新竹勝栄ほか十四人の者から申請のあつた大湯棚土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和十八年七月十九日成立した。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示三百八十五号  
 気高郡気高町大字重高一一六番地 村上芳雄ほか十四人の者から申請のあつた重高土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十八年七月十九日成立した。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県告示第三百八十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

鳥取第一六〇号 昭三八、六、二五 藤田 きく 藤田屋旅館 鳥取市吉岡温泉町七七一 住所に同じ

第一六一号 佐々木 盛 鳥取県立中央病院 吉方二六五

鳥取県告示第三百八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の五第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する第十六条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県告示第三百八十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定医療機関の名称 所 在 地

辞退年月日 昭和三十八年三月三十一日 厚生 病院 倉吉市越殿町一、四〇八

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 昭和三十八年四月一日 名称 所 在 地 診療科名

鳥取県立 倉吉市越殿町 厚生病院 一、四〇八

内科、小児科、外科、耳鼻科、喉科、産婦人科、眼科、皮膚科、理学療法科

鳥取県告示第三百八十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、昭和三十八年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を定めたので、同令第百十七条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
日時及び場所  
昭和三十八年八月一日午前八時から午後三時まで  
鳥取市吉方八二九 日進小学校

昭和三十八年八月三日午前八時から午後三時まで  
倉吉市仲之町三、四四五 倉吉東中学校

昭和三十八年八月四日午前八時から午後三時まで  
米子市三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

鳥取県告示第三百九十号  
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準寝具設備として、次のとおり承認した。  
昭和三十八年七月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準承認番号	療養対象	承認年月日	採点数表
倉吉病院	倉吉市山根四三番地	(寝)第二四号	精神 二病棟 一四一床	昭和三十八年七月一日	甲表

鳥取県告示第三百九十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査、結核病検査、ブルセラ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 流行性感冒、ピロプラズマ病、結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。  
結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月、分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
流行性感冒予防注射……流行性感冒予防液（家衛試毒）皮下注射  
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査  
結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法だに駆除……BHC撒布

別表 結核病、ブルセラ病検査

実施期	実施区域	実施場所
第一次 七月二十七日	七月 三十日	気高町 逢坂検診場
第二次 八月二日	八月 五日	宝木
第三次 八月三日	八月 六日	鹿野町 勝谷



- 九日 溝口町 日野町 大原、富江、福永、末鎌、野田、津地、安原、下榎
- 十日 江府町 御机、美用
- 十二日 溝口町 日野町 宮原、白水、谷川、舟場、三谷、具原、根雨
- 十三日 江府町 栗尾、小原、杉谷
- 十四日 溝口町 日野町 中祖、古市、父原、根雨原、板井原、金持、高尾、倉谷
- 十五日 日野町 間谷、横路、船地、大町、下町
- 十六日 溝口町 三部(口)、福島、福吉
- 十七日 江府町 日野町 大河原、下中上、井ノ原、印賀原、荒神原
- 十九日 溝口町 焼杉、上ノ名、藤尾、二部
- 二十日 江府町 日野町 栃原、上下、佐川、畑、近江、小河内、黒坂
- 二十一日 溝口町 上代、下代、郷原、畑地、間地
- 二十二日 江府町 溝口町 吉原、西成、袋原、溝口、長山、上野、大平原
- 二十三日 江府町 大万、小江尾、久連、江尾
- 二十四日 日野町 古川、上管、楢原
- 二十六日 江府町 久住、下管、下黒坂
- 二十七日 江府町 池ノ内、尾ノ上原、日ノ諸、深山口
- 二十八日 江府町 半ノ上、荒田、下安井
- 二十九日 江府町 一反、洲河崎、武庫

鳥取県告示第三百九十二号

鳥取都市計画街路(県庁徳吉線)を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の道路として昭和三十八年七月十七日指定した。  
この関係図書は、鳥取県庁土木部建築課に備え置かれて縦覧に供する。

昭和三十八年七月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十三号

昭和三十八年六月定例県議会で七月五日議決された昭和三十八年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計用品調達事業費歳入歳出追加予算、昭和三十八年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算、昭和三十八年度鳥取県埋立事業会計追加予算及び昭和三十八年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十八年七月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和38年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入	歳出
4 公企業及財産収入	1 財産収入
34,776	64,776
7 国庫支出金	1 国庫負担金
32,428	2,834
1 国庫補助金	2 委託金
24,759	4,835
3 委託金	8 寄附金
4,835	6,607
5 雑収入	1 雑収入
26,516	6,607
100,327	11 雑収入
100,327	1 雑収入
1 議公費	1 議公費
2,120	2,120
2,120	1 限公費
2,120	2,120

2	県庁費	1,241	1	農政費	38,609
5	諸費	1,241	2	農産園芸費	300
3	警察消防費	6,025	3	林業費	7,909
2	警察職員費	3,105	4	水産業費	4,087
3	警察行政費	2,920	5	蚕業費	372
4	土木費	6,367	7	商工業費	5,000
1	道路橋梁費	1,100	8	観光事業費	1,910
2	河川費	217	9	農地開拓事業費	1,630
3	港湾費	4,850	10	耕地事業費	10,435
8	土木諸費	200	10	統計調査費	1,666
5	教育費	965	1	統計調査費	1,666
1	教育委員会費	965	11	選挙費	1,079
6	社会及労働施設費	9,048	2	公明選挙費	1,079
3	児童保護費	2,030	12	公債費	7,426
4	婦人児童福祉費	6,007	1	元利償還金	7,426
6	世話費	430	13	諸支出金	8,990
8	職業安定費	581	8	繰出金	8,990
8	産業経済費	70,252	繰出合計		100,327

昭和38年度特別会計用品調達事業費					
歳入歳出追加予算					
4	歳入	歳入金	繰入金	今回追加(更正)予算額 千円	304
1	1	一般会計繰入金		314	
歳入合計				314	
歳出					
2	2	自動車管理事業費	今回追加(更正)予算額 千円	314	
1	1	自動車管理事業費		314	
歳出合計				314	
昭和38年度特別会計災害救助基金					
歳入歳出追加予算					
3	歳入	繰入金	今回追加(更正)予算額 千円	304	
1	1	財産金繰入		304	
歳入合計				304	
歳出					
2	2	雑支出	今回追加(更正)予算額 千円	304	
1	1	雑支出		304	
歳出合計				304	
昭和38年度鳥取県立事業会計追加予算					
(資本的收入及支出)					
収入					
1	1	資本的收入	追加予定額 (千円)	32,426	
2	2	他会計からの繰入金		8,676	
支出					
1	1	資本的支出	追加予定額 (千円)	32,426	
2	2	建設改良費		28,182	
2	2	企業債償還金		4,244	

